



木構造の造形美（横浜市立新井中学校 武道場）

CONTENTS

森のニュース	令和元年台風19号災害の復旧工事に携わって (相模原市立藤野北小学校隣接斜面で発生した林地被害の復旧について) P1
森林づくり活動 グループの広場	「GROUP 創造と森の声」(横浜市緑区) P3
わが市わが町	座間市 ～自然との共存～ P5
森林環境譲与税 の取組	緑地を保全するための維持管理作業へ助成します 鎌倉市 ～ 市民と行政との連携による緑の質の向上 ～ P6
事務局 便り	 P7

令和元年台風19号災害の復旧工事に携わって

(相模原市立藤野北小学校隣接斜面で発生した林地被害の復旧について)

1 はじめに

令和元年10月12日に伊豆半島に上陸した台風19号(令和元年東日本台風)に起因する大雨は、東日本を中心に各地に甚大な被害をもたらし、神奈川県内ではとりわけ相模原市緑区の森林において、大小様々な規模の崩壊が多数発生し、大量の土砂や流木により、人的被害や住宅の倒壊等の甚大な被害をもたらしました。

本稿では、相模原市緑区佐野川地内の森林において発生した林地被害の内容と、被害発生から復旧工事完成までの対応状況について御紹介します。

2 被災状況

令和元年東日本台風の大雨により、相模原市立藤野北小学校の校庭に隣接する森林が崩壊し、大量の土砂や立木が校庭内に流入しました。幸いにも、本校舎には土砂等は流入せず被害はありませんでしたが、崩壊の拡大による二次被害の恐れが懸念されたことから、同小学校敷地内への立入りが禁止され、同校舎での学校生活を続けることが不可能となり、子どもたちは、仮校舎での学校生活を余儀なくされることとなりました。(写真1)

3 学校関係者等への説明会の開催

令和2年2月及び同年12月に、相模原市教育委員会が、教職員及び保護者に対して説明会を開催し、被災した小学校敷地内の復旧方法及び本校舎での学校生活再開時期について説明を行いました。同説明会には、県央地域県政総合センター農政部森林土木課(当時)が同席し、被災した森林の復旧の進め方について説明

を行いました。

令和2年2月の説明会において、復旧工事の内容を検討するためには、まず、現地の地形を把握するための測量(地形測量)及び崩壊箇所の地面の中の状況調査(地質調査)が必要であることを説明しました。令和2年12月に、二度目の説明会が開催され、調査結果に基づく復旧工事の内容について説明しました。併せて、同工事の完成には、少なくとも2年程度(令和4年度下半期完成予定)の期間が必要であり、令和4年度中は本校舎に戻ることができないため、長期間、不自由な学校生活が続くこととなる旨報告し、御理解・御協力をお願いしました。

復旧工事が完成するまでの間、特に復旧工事期間中に卒業を迎える子どもたちは、本校舎における学校生活の思い出が作れなくなるため、一日も早く、子どもたちが本校舎に戻ることが出来るよう、復旧工事を完成させなければ、という思いを強く持ちました。(写真2)



写真2. 学校説明会の実施状況
(令和2年12月撮影)

4 復旧工事の実施

令和5年度2学期からの本校舎での学校再開に向け、県による復旧工事完成後、市による校庭整備工事が控えていることから、令和4年12月

までに復旧工事を完成させることが、県職員の重要な使命となりました。

地形測量及び地質調査の結果、被災箇所では、まず、土塊が大きく下方へ移動し、次にその土塊の土砂が、斜面中腹から脚部にかけて大量に流出したと考えられたため、復旧工事の主な内容は、土塊の再移動を防止するためのグランドアンカー工や、崩壊した斜面中腹部の表層の再崩壊を防止するための現場吹付法砕工等を実施することとしました。

また、工事資材の運搬方法は、移動した土塊の不安定化を防ぐことや、急傾斜での地上運搬が困難であることを考慮し、空中にケーブルを設置するケーブルクレーン工法を採用しました。

復旧工事中は、特に夏季から秋季にかけての大雨等により、施工箇所が被災し手戻り工事が発生しないよう、受注業者の現場責任者と綿密な調整を行うなど、心配事が絶えることがありませんでしたが、大きな遅延を発生させることなく、工事を進めることが出来ました。(写真3)

5 復旧工事の完成

令和元年10月に被災してから、3年余りの長い年月を要しましたが、令和4年12月27日に、森林の復旧工事を完成させることが出来ました。(写真4)

今後、相模原市による、小学校校庭の整備工事が無事に完成した後に、子どもたちは、仮校舎から本校舎に戻って学校生活を再開することになります。元気いっぱいの子どもの声、本校舎に響き渡る日が、早く訪れることを願っています。

6 おわりに

近年、大雨による自然災害の頻発化、激甚化が現実のものとなっていることから、令和元年東日本台風と同規模の自然災害が、いつ発生してもおかしくない状況です。

このような災害が発生した際には、被害を最小限に抑えること、二次災害を出来る限り防止することなど、適期に適切な対応を取ることがとても重要です。

そのためにも、今後も、治山技術の研鑽を日々積み重ねることによって、神奈川県内の森林の適切な保全に努めてまいります。

(神奈川県環境農政局
緑政部森林再生課基盤整備グループ)



写真1. 被災直後の様子 (令和元年11月撮影)



校庭への土砂の流入



既設ブロック積の倒壊



グラウンドアンカー工

写真3. 工事中の状況 (令和3年12月撮影)



写真4. 復旧工事完成状況 (令和4年12月撮影) 及びグラウンドアンカー工周辺の緑化状況



入口広場の眺め

森について

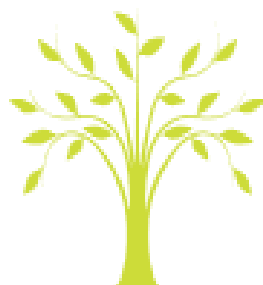
30年近く前に移り住んだ横浜市緑区三保町は周囲を森に囲まれた、私にとって子供の頃を思い出すワクワクするところでした。地域ではさまざまな自然系のグループが活動していて、そのいくつか顔を出しているうちに、現在では近くを流れる「梅田川を楽しむ会」と森の保全とアートイベントを組み合わせた「GROUP 創造と森の声」に長く付き合うことになりました。

創造と森の声という名称は1997年に行われた野外美術展のサブタイトルです。それから27年紆余曲折を重ね、現在の森に移って活動を続けています。森は10年前までは地権者がいる薪炭林（コナラ植林地）でした。徐々に横浜市が買取、物納などで手に入れ、今は「里山ガーデン保全林」という名称になっています。「GROUP 創造と森の声」は2005年から横浜市の「森づくりボランティア団体」に登録して、年間計画のもと森の保全活動（調査・片付け・報告）をおこなっています。

3月から6月は春の森観察に始まり、倒木の片付け、不法投棄ゴミ処理、園路の整備と危険箇所のマーキングを定期的に行なっています。

この数年様々な理由でナラ枯れが進み、それによって森の遷移も始まっています。未来の森の姿は今の私たちには想像もつきません。変わりゆく森を大切に見守っていく以外に手はない気がします。でもその変化する森では学ぶことや発見することはまだまだ多くあると思うのです。

昨年2022年は森づくりボランティアを一般募集してナラ枯れ伐採木の片付けを手伝っていただきました。5日間、延140名近い方々がナラ枯れの実態と伐採木の重さや枝の片付け処理など森の手入れを体験してもらいました。



丸太切り



コナラ伐採木の運搬



コナラ半割運搬

森のアートイベントについて

森づくりは私たちの活動の大きなベースになっています。したがって森づくり活動と森のアートイベントは切り離すことができません。森から出る材料と場所や景観を生かした幅広いアート（作品展・WS・音楽会）を7月から10月に行うのが、私たちの森のアートイベントです。

10年前まで立ち入る人の少ない藪に覆われた暗い森はマウンテンバイクとサバイバルゲームのメッカになっていました。シラカシを切って草刈しても北側斜面の森で作品制作をするには相当の覚悟が必要です。体力と適した技術や発想は不可欠です。その分アトリエなどでは味わえない体験と喜びがあると思います。この作家達の制作活動は森の自然に小さな振動を与え、その結果、静止していた森が少し変化し、私たちもその変化に気づくこととなります。以前顧問だった方から、放置された森ではなく、どのような形でもいいから人が関わる森が里山であり、そんな新しい里山を目指すべきだと言われたのが心に残っています。



森の作品：「朽舟の旅2」 金井聡和



森の作品：「巨木のイメージ」 原田暁



森の作品：「切り株でダンス」 石黒和夫

組織と趣旨・目的

毎年3月は来年度に向け森づくりとアートイベントの企画・スケジュールを話し合います。10数名のスタッフとアーティストが協力して作った組織です。企画も毎年新しい試みを取り入れながら決めていきます。デザインやポリシーもスッキリ一つにまとめることより、その流

動性、多面性が私たちに合っていると感じています。

森についての想いも、感性も、知識や職業も違う多様な人たち(作家、スタッフ、鑑賞者、参加者、散歩者)に対し共通の説明をすればしたら、森での活動とアートイベントを通して自然保護やアート活動への理解と楽しさを広げるといった目標があります。また、メッセージとして開かれた共有地の森、活動の場として森が同時に多様な人たちの集いの場になること。放置された森(以前、里山だった)に新たな価値や可能性を探ることが、今、ここで、私たちにできることではないでしょうか。(GROUP 創造と森の声 代表 石山克幸)



ボランティア集合



わが市わが町 座間市

～自然との共存～



写真2 ひまわり畑

本市は、東京から南西へ40 km圏内、横浜から西へ約20 kmのところであり、神奈川県ほぼ中央に位置し、面積は17.57平方キロメートル、広がり東西に5.3 km、南北に4 kmとコンパクトなまちです。

高度経済成長期には、事業所の進出、人口の急増など都市化が進み、現在は人口が約13万人と、県下33市町村中4位と人口密度が高い市となりました。小田急小田原線・小田急江ノ島線・相鉄線・相模線の4つの沿線にあり、都心へのアクセスがよいことから、近年はベッドタウン化が進み、イオンモールやコストコホールセールなどの商業施設も充実しています。

都市化の一方で、市内には自然にふれあえる公園が多くあります。

丘陵地が雨水や湧水などに浸食されてできた谷状の地形をそのまま利用した自然生態観察公園である県立座間谷戸山公園は、東京ドーム約6個分の広大な敷地に、田んぼを中心にした里、雑木林で覆われた山、湧水や池のある水辺の3つのエリアを有し、里山の景観は多くのボランティアの方々に支えられ

守られています。

市内唯一の総合公園である芹沢公園は、本市のおいしい水の水源地であり、かながわの公園50選にも選定されている緑豊かな公園です。

園内には広大な芝生広場や、水辺を訪れる野鳥などを観察できるせせらぎコーナーのほか、芝生広場を囲むようにつくられたジョギングコース、長さが約50mのローラー滑り台などの遊具も豊富で、年代を問わず多くの方々に親しまれています。(写真1)



写真1 芹沢公園

また、例年8月に開催されるひまわりまつりは、平成5年から荒廃地、遊休農地対策の一環として、市の花「ひまわり」による景観植栽が行われたことをきっかけに、今では約55万本のひまわりが咲き誇り、県内外から観光客が訪れる本市の夏の

風物詩となりました。(写真2)

そんな自然が豊かな本市は、私たちの生活に欠かすことのできない貴重な財産である地下水にも恵まれ、水道水の約86%を地下水で賄っています。

将来もこの地下水を守るため、本市の地下水環境について関心を深めていただこうと、地下水の流れや湧水の仕組みを学ぶことができる「湧水ツアー」や、地下水100%を詰め込んだアルミボトル缶「ざまみず」の販売などに取り組み、環境保全に努めています。

令和3年11月、本市は市制施行50周年を迎えました。これを記念して制作したPR動画「LIFE in ZAMA」は、本市の馴染みのある自然風景が数多く描かれています。ぜひ皆様にもご覧いただき、本市に訪れていただけたら嬉しいです。

動画「LIFE in ZAMA」
はこちら →



(座間市 市長室市政戦略課)

緑地を保全するための維持管理作業へ助成します

～ 市民と行政との連携による緑の質の向上 ～

森林環境譲与税の取組 鎌倉市

1 はじめに

森林は、水をはぐくみ、二酸化炭素を吸収し炭素として蓄え、快適な環境や保健休養の場を提供し、自然災害を防止するなど、私たちの暮らしを支えています。

こうした森林の持つ多くの働きを将来にわたり発揮させるため、森林整備等に必要な財源として森林環境譲与税が創設され、市町村においてその取組が令和元年度から始まっています。今回は鎌倉市の取組を紹介します。

2 鎌倉市の森林（緑地）

鎌倉市は京都や奈良と並ぶ古都であり、その歴史的・文化遺産の大半が背後の丘陵の自然的環境と一体をなしている歴史的な風土を形成しています。



森林は歴史的風土の景観を構成している

市域面積のうち森林面積は約 1/3 の約 1,284ha で、歴史的風土保存区域をはじめ様々な法令に基づく制度により維持・保全が図られており、緑地や公園と住宅の緑が一体となって、緑豊かな住宅都市の環境が形成

されています。

3 現状と課題

住宅地に隣接した斜面林が多く、放置されてきた樹木は高齢化し大径化してきています。加えて、林内の光環境が悪化して林床植生が貧弱になることで、倒木や土砂崩れ等の災害の発生が危惧されています。



山裾に広がる市街地



大径化した斜面林

市では地域制緑地等で所有者に代わって市が樹木の枝払い等を行う樹林管理事業や、がけ地の危険木の伐採の補助を行う既成宅地等防災工事資金助成など、緑地保全と防災の両面から対策を講じてきました。

令和元年の台風 15 号、19 号により、鎌倉市内各地で風倒木や土砂流出が発生し、停電や通行止めなど、

市民生活に大きな影響を与えました。また、ここ数年、ナラ枯れが拡大し、枯死木の倒木の恐れが高まっています。



倒木により荒れた市内の森林

4 民有緑地維持管理助成事業

身近な森林で、樹木による被害が多発したことが契機となって、森林所有者を含めた多くの市民に、森林の手入れの必要性が意識されるようになりました。

こうした市民の意識の変化に対して令和 3 年度に新たな制度として創設したのが「鎌倉市民有緑地維持管理助成事業」です。

緑地を将来にわたり良好に保全していくために、所有者自らが維持管理を行う動機づけとして、経費を助成する制度です。

事業を始めるにあたっては、所有者が行う維持管理が、森林環境譲与税の趣旨に沿ったものとなり、目的に応じた維持管理手法を選択できるように「鎌倉市森林の整備方針」を作成しました。

古都鎌倉にふさわしい歴史的建造

物等と一体となった景観の保全、気象災害等により住宅地に被害を及ぼす恐れのある森林の災害防止、自然とのふれあいや維持管理を通じた森林の恵みを享受できる場としての活用など、地域の立地条件に応じた森林の整備方針を示しました。



高伐りした斜面の樹木

地域の森林に幅広く対応するため、助成事業の対象を、森林法第2条に規定する森林とし、経費の1/2（上限100万円）を補助します。

財源として森林環境譲与税を活用し、創設からこれまでに140件近い申請があり、森林所有者による維持管理作業が進められています。

5 緑地維持管理相談専門委員制度

助成事業の実施に先立ち、令和2年度に「緑地維持管理相談専門委員制度」が創設されています。

緑地維持管理相談専門委員は、緑地の維持管理に関する知識や経験を持つ専門の技術者です。日々の管理方法を中心に、緑地の維持管理に関する市民からの相談に対応します。

相談は年3回の期間を定めて受付を行っており、現地調査や助言等を行っています。専門委員の方にお話を伺いました。

「森林（樹木）が大きくなって管理が難しくなり、困っている方が多いです。急傾斜で住宅地に接しているという立地条件から、森林所有者の維持管理負担は大きいと感じます。まずは現場でお話をお聞きして、危険な木や、伐採したほうがよい木などをアドバイスすることもあります。森林を所有していても、日常の管理とは縁がなく、手入れの方法など、どうしていいかわからないというケースもあります。まずは相談ができるといった意味で、とてもよい制度ではないでしょうか。

市では様々な緑地保全に関する支援を行っていますので、担当職員とともにそれら支援事業の紹介や今後の対応についての助言を丁寧に行っ

ています。」

また、新たに始まった「民有緑地維持管理助成事業」については、「今までの危険木の伐採といった点的な管理から、緑地の質を高める面的な管理への移行が期待できる仕組みであり、所有者の意向があれば、積極的にアドバイスしていきたい。」とおっしゃっていました。



緑に囲まれた鎌倉市遠景

市では森林環境譲与税を活用した事業として他に、特別緑地保全地区などの市所有緑地の質の向上を目的とした「市民の身近な森づくり事業」も実施しています。

鎌倉市では、森林環境譲与税を活用して市民と行政との連携による緑の質の向上をめざした取組が進行しています。

（森林協会 事務局）



令和5年2月25日 海老名市文化会館において、森林づくり活動団体・グループ交流会を開催しました。

竹林の適切な管理や伐採竹の活用事例など、「竹との関わり方」を主なテーマに、参加した15団体で情報交換、交流を行いました。



交流会での活動発表の様子

広報誌 緑の斜面 VOL. 79 / 令和5年3月31日発行

編集・発行 神奈川県森林協会

住所 厚木市中町2丁目13番14号 サンシャインビル604

電話・FAX (046) 240-0500



HOME PAGE
<https://k-cr.com/>